

硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）に対する適正な診療  
上の評価を求める意見書（案）

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツなどで身体に強い外傷を受けたことが原因で脳脊髄液が漏れ出し減少し、頭痛やめまい、倦怠感など様々な症状が現れる病気であり、全国から数多くの苦しんでいる患者の状況が報告されていた。その後、山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省による病態の解明に向けた研究が進んだ結果、平成28年4月から「起立性頭痛を有する患者に係る者」などの要件はあるものの、硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）が保険適用となり、これまで高額な自費診療での治療を必要としていた方が保険診療のもとで治療を受けられるようになった。

しかしながら、脳脊髄液の漏出部位は一箇所とは限らず、頸椎や胸椎、腰椎、仙椎でも起こることが報告されているにもかかわらず、硬膜外自家血注入療法を行うにあたって、現状では診療上の評価において、X線透視下で治療を行うことが要件に含まれていない状況にある。

また、硬膜外自家血注入療法の保険適用（J007-2）の要件に「起立性頭痛を有する患者に係る者」とあるが、この要件に当てはまらない患者もいる。

よって、国におかれては、脳脊髄液減少症で苦しんでいる患者がより一層、保険診療のもとで安全な治療を受けられるよう、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 硬膜外自家血注入療法の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことができるよう、診療報酬を改定すること。
- 2 脳脊髄液減少症の症状として、約10%は起立性頭痛を伴わないとの研究結果もあり、起立性頭痛を伴わない場合も診療報酬算定の要件として認めること。  
ここに、横浜市会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日（議決年月日）

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

宛て

横浜市会議長名